

○可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬に関する規則

平成 28 年 1 月 14 日
可茂衛生施設利用組合規則第 1 号

改正 平成28年 8 月 4 日組合規則第4号

平成30年 3 月16日組合規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年可茂衛生施設利用組合条例第 1 号。以下「条例」という。）に基づき、非常勤の特別職職員の報酬の額を定めるものとする。

(附属機関の委員の報酬額)

第 2 条 条例別表に規定する執行機関の附属機関である審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員の報酬の額は、次のとおりとする。

職区分	報酬額（日額）
新火葬場整備運営事業者選定委員長	15,000円
新火葬場整備運営事業者選定委員	13,000円
指定管理者選定評価委員会委員	5,000円
行政不服審査会委員	12,000円
情報公開・個人情報保護審査会委員	12,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年組合規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年組合規則第 6 号）

この規則は、平成30年 7 月 1 日から施行する。